

産学官連携活動に伴う利益相反について

利益相反とは

本学及び職員等が産学官連携活動に伴って得る利益



本学における教育・研究活動による職務上の責任

衝突・相反

利益相反状態が問題ではなく

社会一般の目から見て、次のように見えてしまうことが問題

1. 本学の職務及び利益に対して、職員等個人の利益を優先させていると見られること。
2. 職員等の産学官連携活動によって教育・研究面での支障が生じていると見られること。

安心して産学官連携活動を行うために

1. 共同研究、受託研究、技術移転等を行う場合は、本法人・相手先と契約を締結し、契約内容を遵守すること。
2. 研究関連企業から経済的利益を受ける場合には、年間受入総額がガイドラインに定める基準額を超えないこと。
3. 物品を購入する場合は、学内規程を遵守し、業者選定にあたっては、個人の利益を優先させていると見られないように配慮すること。
なお、会計処理で不明な点がある場合は、予算執行担当部署へ随時相談すること。
4. 兼職を行う場合は、学内規程に基づき、許可を得ること。



教職員等の産学官連携活動の状況を法人が把握し、利益相反に関する諸問題に対し適切に対応するため 毎年実施する「産学官連携活動における利益相反に関する自己申告書」を必ず提出してください。

※ 公立大学法人公立諏訪東京理科大学利益相反ポリシー、ガイドラインを参照のこと

その他、利益相反について、不明な点がある場合は事務部総務課へお問い合わせください。